

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 4 年度第 1 回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和 4 年 5 月 31 日（火）	10 時 00 分から 11 時 45 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 3、4 委員会室	
出 席 者	橋本 征二 会長 大下 和徹 委員 稲森 郁子 委員 富田 須美子 委員 中野 俊彦 委員 濱田 慶子 委員 松井 太 委員 茨木 壽子 委員 奥西 喜代美 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	早川 孝 副会長 中島 要 副会長 石川 聡子 委員 田村 有香 委員 小野 克史 委員 高橋 裕太郎 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて (1) 令和 3 年度の生活排水処理の実績について (2) 令和 3 年度のごみ処理の実績について (3) 令和 4 年度の主なごみ減量施策の実績について 2. 事業系ごみ処理手数料の見直しについて 3. その他	
提出された資料等の 名 称	資料 1－1 令和 3 年度の生活排水処理の実績について 資料 1－2 令和 3 年度のごみ処理の実績について 資料 1－3 一般廃棄物処理基本計画における主な施策の令和 4 年度の取組及び実績 資料 2 事業系ごみ処理手数料の見直しについて 参考資料 1 枚方市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 参考資料 2 枚方市廃棄物減量等推進審議会 事務局名簿 参考資料 3 事業系ごみ処理手数料の状況（大阪府下） 参考資料 4 フードドライブの試行実施について	
決 定 事 項	・令和 3 年度の一般廃棄物処理の実績について確認した。 ・令和 4 年度の主なごみ減量施策の 5 月末までの実績と今後の予定を確認した。	

	・事業系ごみ処理手数料の見直しについて、意見等を踏まえ資料を作成し、引き続き審議していくこととした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 循環型社会推進室 循環型社会推進課
審 議 内 容	
橋本会長： 皆さま、おはようございます。 少し足元の悪い中、またお忙しい中、本日もご参集いただきまして誠にありがとうございます。 定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回の廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。 それでは、最初に事務局から審議会委員の出席状況について、ご報告をお願いします。 事務局： 本審議会は17名の委員の皆さまで構成されており、ただいま、10名の出席をいただいておりますので、審議会の成立要件であります過半数に達していることをご報告いたします。 橋本会長： ありがとうございます。 続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をさせていただきたいと思います。傍聴希望者はおられますでしょうか。 事務局： 傍聴希望者はおられません。 橋本会長： わかりました、ありがとうございます。 本日は、令和4年度の第1回目の審議会ということもあり、事務局から、ひとこと挨拶の申し出がありましたので、お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。 (枚方市環境部長から挨拶) 橋本会長： ありがとうございます。 続きまして、議事に入ります前に、資料の確認をお願いします。 事務局： 資料の確認をさせていただきます。 (事務局による資料の確認) ここで、5月30日付けで、委員の交代がありましたのでご報告いたします。	

参考資料１「委員名簿」をご覧ください。

関係市民団体選出委員として、枚方市コミュニティ連絡協議会の笠谷 昇氏に代わりまして、早川 孝氏が委員となりました。

任期途中での交代となりますので、早川委員には、笠谷委員に引継ぎ、副会長を務めていただくこととなりますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

橋本会長： ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からお願いがあるということですので、ご説明をお願いします。

事務局： 新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本日の審議会開催にあたりましては、マスクのご着用をいただく関係から、マイクを使用させていただきます。マイクの受け渡しの際は、その都度、職員が消毒させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

橋本会長： よろしくお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

案件１．一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて

橋本会長： まず、案件１「一般廃棄物処理基本計画における取り組みについて」の（１）「令和３年度の生活排水処理の実績について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

（資料１－１に基づき説明）

橋本会長： ありがとうございました。

ただいまのご説明に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご質問等ありませんでしたら、この案件は以上とさせていただきます。

ここで生活排水関係の事務局職員の方はご退室と伺っておりますのでよろしくお願いいたします。

（生活排水関係事務局職員 退室）

橋本会長： 続きまして、案件１の（２）「令和３年度のごみ処理の実績について」ということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 1－2 に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

それでは、私のほうから 1 点質問いたします。

1 ページ目の令和 3 年度の温室効果ガスの排出量のご説明で、購入電気量の増加が主な要因とのことでしたが、プラスチックごみの焼却量の毎年度のぶれの影響の方が大きいということはないでしょうか。

事務局： 温室効果ガスの排出要因ごとに分析したところ、ごみの焼却による温室効果ガス排出量は前年度と比較して増加しておらず、電気使用量の増加が主な要因となっています。

橋本会長： ごみの総量は減っているのに対して、購入電気量が増えていることについて、なにか理由はあるのでしょうか。

事務局： 令和 3 年度は、東部清掃工場において毎年度の定期補修工事に加えて基幹改良工事が始まったこともあり、前年度と比較して焼却炉の停止期間が長くなりました。これに伴い焼却余熱による発電量が減り、購入電気量が増加したところで

穂谷川清掃工場についても、ごみの焼却量が減っていることで、焼却炉の計画停止期間が若干長くなり、発電量が減ることで購入電気量が増加しています。

橋本会長： ありがとうございます。

そのほか、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、この案件は以上とさせていただきます。

橋本会長： 続きまして、案件 1 の（３）「令和 4 年度の主なごみ減量施策の実績について」です。こちらは内容が多いため、まずは、「基本方向 1 家庭系ごみの 4 R の推進」のところをご説明いただきたいと思います。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 1－3 6 ページまで説明)

橋本会長： ありがとうございます。

ここまでのところで、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

大下委員： 何点かご質問等をさせていただきたいと思います。

3 ページの⑩について、公民連携によるリユースを検討するとありますが、具体的にどういったものを想定しているのでしょうか。

事務局： 現在、民間事業者等の実施するリユースが活発な状況にありますので、そういった事業者等と一緒に、なにか取り組んでいけたらと考えています。

大下委員： わかりました。

「あげます・ください」以外のリユースの取り組み、例えば、1 ページの③に記載のある「子ども服・おもちゃ交換会」についても、検討されている公民連携によるリユースの枠組みに併せて加えられる可能性もあるのかなと思います。

大下委員： もう1点ご質問です。6 ページの②②、②③のふれあいサポート収集と大型ごみ持出しサポート収集は、今後さらに重要となってくる取り組みかと思います。利用者の登録情報について、登録者が戸建て住宅、マンションなど、どういった住居に住まわれているかによって、収集の対応が変わるかと思いますが、登録者の住居区分の情報は把握されていますか。

事務局： 現在、住居区分の割合等の数値は持っていませんが、戸建て住宅、マンションにかかわらずサポート対応をしております。

大下委員： わかりました。ありがとうございます。

橋本会長： そのほか、ご意見・ご質問はありますか。

稲森委員： 5 ページの⑩⑥の分別状況が悪いごみ置き場の件ですけれども、取り組み実績として、一般ごみが50 集積所、ペットボトル・容器包装プラスチックが3 集積所の排出世帯に啓発したとありますが、一般ごみとペットボトル・容器包装プラスチックで啓発対象となった集積所で、重なっている集積所もあるのでしょうか。

事務局： 一般ごみとペットボトル・容器包装プラスチックのどちらも啓発対象となっている集積所もあります。現在までに啓発を実施した集積所以外の、今後、段階的に実施していく集積所にもそういった所はあります。

例えば、ごみを前日から出されるような地域の集積所で、複数のごみ区分において排出ルールが守れていないケースが見られます。

稲森委員： 地域ごとに様々な事情があつて、複数のごみ区分において排出ルールが守れていない地域においては特に、なにか事情があるのではないかと思います。今、ご説明にあったように、前日からごみを出されている地域や、早朝から出勤している方が多い地域では、ごみの排出時間帯のルールを変える等、地域の事情に沿った形で啓発・対応を行うことで、分別排出の改善が期待できるのではないかと思います。

事務局： いただいたご意見を踏まえ、地域ごとの事情を把握しながら、できる限り丁寧な啓発・対応を行っていききたいと思います。

田 委 員： 私は、5 ページ⑩の排出ルールが守れていない集積所の啓発件数を見て、現状の件数ではありますが、思ったより少ないと感じました。

また、私は枚方市から業務委託を受けて、一部の家庭ごみの収集業務を行っていますが、地域の事情に合わせて排出時間帯を変えたとしても、改善にはなかなか繋がらないのではと感じており、やはり排出される方の分別意識の向上が必要で、難しい課題であると考えています。

先ほど、話のありましたリユースの件について、公民連携で、大規模なバザーのようなものがないかなと思います。市民が不要になったものを、お金を出して買い取り、そうして集めた品を会場に出品して、有料で市民が購入できるようにする。やはり、タダで取得したものは、すぐに捨てられてしまう傾向にあると私は思うので、少しでも料金を払って購入するような仕組みの方がよいと考えます。

事 務 局： いただいたご意見を参考にさせていただき、公民連携によるリユースの取り組みを検討してきます。

橋本会長： ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

私から2点ほどご質問させていただきます。

1点目は、4 ページ⑪の粉砕機についてです。今更のご質問にはなるのですが、粉砕機を貸出す際には、チップ化した木材はごみに出さないようにという指導も併せて行っているのでしょうか。

事 務 局： 粉砕機の貸出にあたり、チップ化したものは、ご家庭で利用するように啓発しています。

橋本会長： 剪定枝をチップ化して、ごみの減容化をするのではなく、ご家庭で利用していただくことで、ごみの減量化を推進しているということですね。わかりました。ありがとうございます。

もう1点は、5 ページ⑫のごみ分別アプリの件です。現状、アプリの延べダウンロード数が約3万件とありますが、世帯数割合で考えると、どれくらいの世帯に普及しているのかわかりますでしょうか。

事 務 局： 単純なダウンロード数のみが確認できるものですので、明確な利用世帯数は把握できていません。

橋本会長： ダウンロード件数から単純に考えた場合、だいたい1、2割程度になりますでしょうか。わかりました。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局から資料の続き 7 ページの基本方向の 2 から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 1－3 7 ページから説明)

橋本会長： ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今回は、今年度 5 月末までの実績ということで、2 ヶ月分の内容となりましたが、これからまだ残り 10 か月ございますので、今後またご報告いただいて、進捗の確認をしていければと思います。

詳細なご説明、どうもありがとうございました。

案件 2. 事業系ごみ処理手数料について

橋本会長： それでは、案件 2 「事業系ごみ処理手数料の見直しについて」ということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 2 に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございました。

それでは、ご意見・ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

田 委 員： 一般廃棄物収集運搬業者を代表して発言をさせていただきます。

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することと法律にあります。これと同時に、一般廃棄物の処理は市町村に統括的処理責任があるとも明記されています。詭弁かもしれませんが、事業者は排出者責任を果たす義務がありますが、処理費用の全額を負担することまでは、法律に定められているところではなく、私は全額を事業者が負担すべきという考えには疑問を持っています。

私が、一般廃棄物収集運搬業に携わり始めた頃のごみ処理手数料は 30 円/10kg であったと記憶しています。さらに減免措置というものがあまして、ごみ処理

手数料の 50%が減免となって 15 円/10kg の時期が、そう遠くない過去にありました。今回、改定案が 150 円/10kg ということで、当時の 10 倍になると考えると、事業を行う上ではかなり影響があるところだと思います。

参考資料 3 として示していただいている、大阪府域の市町村の手数料状況をみると、南の方の地域は比較的高い傾向にあります。枚方市の周辺で 150 円/10kg 以上の自治体は島本町ぐらいしかなく、今回改定を行った場合、良いか悪いかは別ですが、周辺から突出したかたちになると思います。

前日も申し上げたところではありますが、我々、一般廃棄物収集運搬業者の立場から申し上げますと、事業系ごみ処理手数料というのは、収集運搬料金と合わせて、我々、一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者からいただいて、その後、ごみ処理手数料を市へお支払いしているものです。このことから、ごみ処理手数料の値上げの際には、我々がお客様である排出事業者に値上げの話をすることになりますが、現在の原料費・燃料費高騰といった社会・経済状況の中での値上げとなると、排出事業者への負担はかなり大きいのではないかと思います。そういった中での値上げのお話は大変な難しさもあり、加えて、我々、一般廃棄物収集運搬業者自身も燃料費高騰や人員不足といった状況の影響を受けております。京田辺市との共同ごみ処理施設へ搬入する将来に、ごみ処理手数料の金額を合せるということは、十分理解できますが、我々を含めた事業者への何らかの配慮については、お願いを申し上げさせていただきます。

橋本会長： ありがとうございます。

ご懸念されている点は、私も十分理解できるものでした。

本日は、金額案の提案が事務局からありましたが、今後どういうスケジュール感で値上げを行っていくのか、それともう一つ、排出事業者にどのように説明を行っていき、納得していただくのかというプロセスの中に、市としてしっかりコミットしていくということが重要なポイントかと思います。

こうした点について、事務局からコメント等ありますでしょうか。

事務局： ごみ処理手数料を改定させていただくにあたって、排出事業者への周知については、重要なことと認識しています。

前回の手数料改定時の事例を申し上げますと、平成 25 年 6 月に条例を改正し、経過措置として同年 10 月に料金の改定を行っています。要するに、3、4 か月間が排出事業者への周知期間となった訳ですが、今回は、もう少ししっかりと周知期間を設け、周知の徹底を図りたいと考えているところです。

橋本会長： スケジュール感は、次回以降にお示しいただけることになるでしょうか。

事務局： そうですね、内部での検討も踏まえまして、次回以降にお示しできればと考えています。

橋本会長： わかりました。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

稲森委員： 4 ページのごみ処理原価の近隣市町村との比較についてですが、ごみ処理原価の算定方法が市町村によって異なるということで、これを見て、枚方市が他市と比較してどうなのか判断しにくいです。また、なぜ事業者負担率を 47.6%に引き上げるのか、その妥当性がよくわからないので、そういった部分を示すことで、今後、排出事業者への説明していく際に、しっかり納得いただけるような資料の内容とした方がよいと考えます。

事務局： ごみ処理原価については、他市に照会して確認したのですが、ほとんどの自治体が独自の手法で算定されているものとなっているため、ご指摘のあったとおり、一概には比較できるものではありません。

枚方市の算定方法につきましては、平成 13 年に手数料の見直しについて審議会から答申をいただき、その際に示されたごみ処理原価の算定方法に基づいて、今回も算定しております。

排出事業者へ説明していく中で、納得いただけるような内容となるよう資料の改善を検討していきたいと思えます。

橋本会長： ごみ処理原価については、国の方でガイドラインを作成して、算定方法をお示しされていますが、まだあまり普及していない状況で、他の自治体もほとんどが独自の方法で算定されているところです。自治体によって、算定方法でどういった点が異なるのか、文章だけでも結構ですので、整理してみてもいいのかなと思いました。

その上で、事業者負担率が何%が妥当かについては、自治体ごとの判断になってくる部分かと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。

大下委員： 私から 1 点だけですが、お示しいただいているごみ処理原価 315 円/10kg は令和 2 年度の値かと思いますが、年度によってばらつきが出ると思うので、何年かの値を示していただけると丁寧かなと思えました。

事務局： ご指摘のとおり、各年度のごみ処理原価を算定しお示しできるよう検討します。

橋本会長： そのほか、いかがでしょうか。

田委員： ごみ処理原価というものが、年々高くなっていくことは、施設や機材の費用もかさんでいくので、ある程度は仕方がないと考えています。わかっただきたいのは、ごみ処理原価計算の分母にくる、ごみ量の減量が進むにつれて、原価は上がっていくものとなっています。

市町村は、市民のごみを処理するために、ごみ処理施設が必要となっています。そういった意味では、事業系ごみは付帯的に処理できているものですので、ごみ処理原価の全額を求める必要はあるのかという思いがあります。

一方で、自治体によって当然、ごみ処理原価には違いがありますので、周辺自

治体とごみ処理手数料の足並みを揃える必要はなく、枚方市の考えで手数料を決定しても問題はないと考えています。

私が危惧しているのは、事業系ごみ処理手数料の値上げを行った結果、お客様である排出事業者と収集料金の折り合いがつかなくなることです。収集契約ができないまま、不法投棄や不適正処理が増加するおそれがあります。

そういった事態にならないよう、私個人の意見としては、事業系一般廃棄物は、産業廃棄物と比較して、比較的安い処理手数料であるべきと考えていますが、市として、事業系ごみ処理手数料の値上げを行う必要があるということです。排出事業者への周知や納得いただくにあたっての説明等で十分なフォローをいただければと思います。

事業系一般廃棄物の値上げを行うことで、場合によっては、商品の値上げが起きる可能性もあり、まわりまわって結局は、市民の方にも影響があると思いますので、慎重にご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

橋本会長： ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この件については引き続き議論をしていく予定となっています。事務局の方で、改定のスケジュール感、その他説明資料の拡充の対応を検討いただき、次回議論ができればと思います。

特に、排出事業者へご納得いただく部分が重要になってくると思いますので、そういった観点で引き続きご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本案件は以上とさせていただきます。

案件 3. その他

橋本会長： 最後の案件となります、案件 3「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局： はい、本市では、食品ロス削減に向けて、新たにフードドライブに取り組んでいくこととなりましたので、その内容についてご報告させていただきます。参考資料 4「食品ロス削減に向けたフードドライブの試行実施について」をご覧ください。

(参考資料 4 に基づき説明)

橋本会長： 今の事務局からの説明に関して、何かご意見・ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

他にないようですので、この案件については、以上とします。

その他、事務局から何かありますか。

事務局： 次回の審議会につきましては、日程が決まり次第、後日、委員の皆さまに連絡させていただきますので、お忙しい中恐縮ですが、引き続き、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

橋本会長： 委員の皆様や事務局から特になければ、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。